

# 議 会

## 平成28年 第3回定例会



平成28年第3回定例会が9月8日から9日まで、2日間の会期で開催されました。審議されたのは、厚真町一般会計補正予算など議案7件、同意2件、承認3件、報告6件、認定6件、陳情1件、意見書案3件で、いずれも原案どおり可決されました。その主な内容についてお知らせします。

### 同意

◆厚真町副町長の選任  
厚真町副町長に、平成28年9月13日で任期満了となった近藤泰行さん(新町・62歳)が再任されました。



昭和50年に厚真町職員となり、企画調整部総合計画策定室参事、まちづくり推進課参事、まちづくり推進課長、総務課長を歴任。平成24年9月から副町長を務めています。

真町金券」で還元します。

◆厚真町地域活性化商品券事業  
：199万円

◆各種団体補助事業  
：15万6千円

◆北海道厚真高等学校の通学費の補助率のかさ上げ等により、支援を充実します。

◆平成28年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

◆平成28年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

◆平成28年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◆平成28年度厚真町一般会計補正予算(第6号)

◆歳入、歳出それぞれ2、103万4千円が追加され、総額で62億4、955万4千円になりました。

【理由】台風9号の大雨被害に伴う農林業施設等の災害復旧のため。

◆専決処分(平成28年度厚真町一般会計補正予算(第3号)の承認)

◆歳入、歳出それぞれ9億85万1千円が追加され、総額で59億6、776万円になりました。

【理由】台風9号の大雨被害に伴う応急修繕費および職員手当等の支出のため。

◆専決処分(平成28年度厚真町一般会計補正予算(第4号)の承認)

◆歳入、歳出それぞれ5億27万8千円が追加され、総額で59億5、791万円になりました。補正された主なものは次のとおりです。

・公共施設LED化事業  
：9、963万円

・情報発信事業  
：755万円

・子育て支援高校生通学費還元事業  
：199万円

◆町外の高校に通学する生徒をもつ保護者(町内在住に限る)に、月額5、000円分を「子育て支援厚真町一般会計補正予算(第5号)の承認)

◆専決処分(平成28年度厚真町一般会計補正予算(第3号)の承認)

◆歳入、歳出それぞれ2、103万4千円が追加され、総額で62億4、955万4千円になりました。

【理由】台風9号の大雨被害に伴う農林業施設等の災害復旧のため。

◆専決処分(平成28年度厚真町一般会計補正予算(第4号)の承認)

◆歳入、歳出それぞれ9億85万1千円が追加され、総額で59億6、776万円になりました。

【理由】台風9号の大雨被害に伴う応急修繕費および職員手当等の支出のため。

◆専決処分(平成28年度厚真町一般会計補正予算(第3号)の承認)

◆歳入、歳出それぞれ5億27万8千円が追加され、総額で59億5、791万円になりました。補正された主なものは次のとおりです。

・公共施設LED化事業  
：9、963万円

・情報発信事業  
：755万円

・子育て支援高校生通学費還元事業  
：199万円

◆町外の高校に通学する生徒をもつ保護者(町内在住に限る)に、月額5、000円分を「子育て支援厚真町一般会計補正予算(第5号)の承認)

承認

### 報告

◆所管事務調査報告(各常任委員会)

◆財政援助団体等に関する監査の結果報告

◆定期監査の結果報告

◆現金出納例月検査の結果報告

◆教育委員会の事務事業の点検・評価報告

◆平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

本町の平成27年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査が終了したので、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により議会に報告されました。(13ページ図1参照)

◆平成27年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定

◆平成27年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

◆平成27年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

◆平成27年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◆平成27年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

◆平成27年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

◆平成27年度厚真町一般会計補正予算(第5号)

◆歳入、歳出それぞれ5億27万8千円が追加され、総額で59億5、791万円になりました。補正された主なものは次のとおりです。

・公共施設LED化事業  
：9、963万円

・情報発信事業  
：755万円

・子育て支援高校生通学費還元事業  
：199万円

◆町外の高校に通学する生徒をもつ保護者(町内在住に限る)に、月額5、000円分を「子育て支援厚真町一般会計補正予算(第5号)の承認)

特別会計歳入歳出決算の認定  
◆平成27年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
◆平成27年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

### 陳情

◆青果物予冷貯蔵施設建設に係る支援要請

### 意見書案

◆地方財政の充実・強化を求める意見書  
◆所得税法第56条廃止を求める意見書  
◆林業・木材産業に関する意見書

図1 健全化判断比率と資金不足比率

厚真町の健全化判断比率は下記の表のとおり、早期健全化基準を超えている比率はありません。欄中の「-」は実質赤字額・連結実質赤字額がない(黒字である)、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っていることを示しています。

	27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15%	20%
連結実質赤字比率	-	20%	30%
実質公債費比率	13.0%	25%	35%
将来負担比率	-	350%	-

厚真町の公営事業は下記の表のとおりで、各会計とも資金不足が生じていないため、「-」で表示しています。

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	-	20%
公共下水道事業特別会計	-	-

### 町長行政報告

◆農作物の生育状況について

気象は周期的な変動が大きく、6月中旬や7月下旬の日照不足や大雨、8月中下旬の台風による大雨・強風などで湿害や浸水・冠水、農業施設の損壊等が生じております。

近年、気象変動が大きい年が続いています。今後も、前線や気圧の谷の影響により雨天の日が多く予報されていることから、これらの気象変動に的確に対応できるよう関係機関と連携して対応するとともに、収穫作業の最盛期を迎えるに当たって、農作業事故に十分注意されるよう生産者への呼びかけを強化してまいります。

◆厚幌ダム建設事業の事業工期について

厚幌ダム建設事業につきましては、平成30年3月完成をめざして北海道が事業主体で工事が進められておりますが、本年5月に行われた環境調査にて、近年の調査では確認されていない「オオタカの営巣」を確認し、営巣木を中心に半径400m以内に位置する工事を一時中止する必要があります。

オオタカは国内希少野生動物種に指定されていることから、貯水池内地すべりおよび付替道路工事の完成時期を2カ月、試験湛水開始を約7カ月、事業工期を1年延伸したいとの報告を受けました。これに伴う関連事業に影響を及ぼさないことを確認し、町としてもやむを得ないと判断したものであります。

◆台風9号に伴う大雨による公共施設及び農業施設等の被害について

8月22日夜から23日にかけて北海道を通過した台風9号に伴う大雨による公共施設および農業施設等の被害状況についてご報告いたします。

8月23日午前0時から午前7時までの7時間の雨量は82ミリメートル(アメダスデータ)に達し、1時間当たりの

平均が11.7ミリメートルと比較的短時間に大雨が降り続きました。この間、午前3時20分に土砂災害警戒情報が発表され、同時に災害対策本部を設置し、町内5箇所の避難所開設の準備と地区巡回を行い、午前4時38分に土砂災害の危険が高まったために1,201世帯、3,164人が対象となる避難勧告を発令しましたが、民家等への直接的な土砂災害はございませんでした。また、本郷地区の小河川増水に伴う住宅床下浸水等の危険が高まったことにより同地区の3世帯5人が総合福祉センターに避難いたしました。

この大雨により、厚真川本流ならびに支流河川が増水し、町内の道路が路肩崩壊などで16箇所、河川が河岸決壊などで43箇所、合計で59箇所のほか、林道の路肩決壊などが8箇所でありました。

これら災害復旧に要する経費は、専決処分させていただき、復旧作業を進めております。

次に、農作物および農業施設の状況ですが、浸水・冠水等が確認された農作物の面積は189%で、内訳は水稲25%、豆類、てん菜等の畑作物で115%、牧草で31%、露地野菜・施設園芸で18%であります。これらの農作物の被害金額は約3,200万円と見込んでおります。

農業施設では、法面崩壊等の農地損壊が13件、用排水路の井堰等の損壊が39件、農道の損壊が8件、その他1件で、被害金額は約1,625万円と見込んでおります。

今回の農業施設災害の復旧に当たりましては、資源保全協議会と調整を図り、比較的軽微でかつ対応が容易な復旧工事は対応していただくことで協議を行っております。

それ以外の復旧工事は、今後の補正予算で対応したいと考えております。

関係機関と連携を密にし、迅速に農業施設災害復旧事業に取り組んでまいります。

候が回復する見込みが確認できましたので、各学校長と協議の上、通常登校の決定を行い、その旨を災害対策本部に連絡し、午前6時45分に防災無線と学校連絡網により保護者や町民の皆さんに周知を行いました。

また、河川の水位は正午頃まで上昇が見られたことから、中学校2校については、学校長と協議し、部活動を中止して通常の下校の対応といたしました。

なお、今回の登校の対応について、一部の保護者から学校に問い合わせがあったことから、教育委員会では保護者の皆様に文書により対応経過の説明を行っております。

今後も、子どもたちの登下校の判断については、安全を第一に町の災害対策本部や気象状況などを収集しながら、学校と連携を図って適切な対応に努めて参ります。